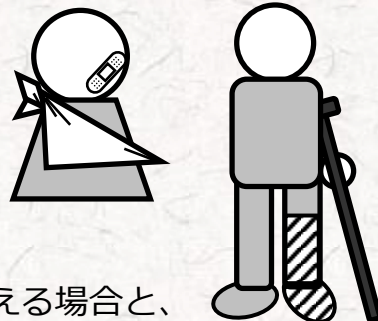
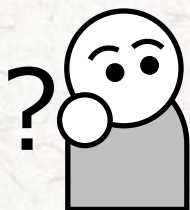


接骨院・整骨院にかかるときのお願い



接骨院や整骨院で治療（施術）を受けるとき、健康保険が使える場合と、使えない場合があることをご存知ですか？健康保険が使えないことが判明した場合には、全額自己負担になることがあります。

1 健康保険を使うときの注意



接骨院・整骨院で、健康保険が使えないことがあるんですか？

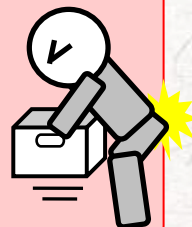
健康保険が使えない場合

- 日頃の家事による肩コリ対策のマッサージ
- クラブ活動の筋肉疲労解消のためのスポーツマッサージ
- 原因不明の痛み、リウマチ・神経痛・ヘルニアなど病気の痛み
- 通勤中、仕事上の負傷
- 医療機関で同じ箇所を治療中のもの
- 脳疾患後遺症などの慢性病



健康保険が使える場合

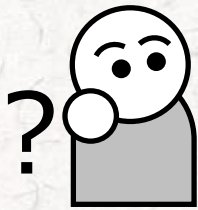
- 歩行中に転倒し、捻挫・打撲・挫傷（肉離れ）した
 - 重いものを持ち上げ、腰を痛めた
 - 骨折・脱臼の応急手当（応急手当以外は医師の同意が必要）
- ※内科的原因による疾患は含まれないこと



受療のときにご注意ください

- 健康保険証を提示してください
- 負傷の原因を正確に伝えてください
- 施術内容を確認して療養費支給申請書に署名してください
- 受療日ごとに領収書をもらい保管してください





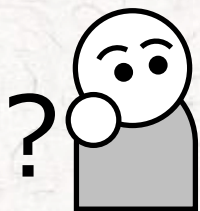
アンケート(照会状)が届いたけど
何に使われるの？



不正請求の適正化

架空請求（実際には治療していないのに請求すること）、水増し請求（施術箇所・日数・金額を実際より多く請求すること）などの不正請求が全国で発生しています。そのような不正請求は、一部の接骨院・整骨院により請求されたものです。しかし、受療照会の結果、健康保険が使えない受療も多く確認されます。

このような不適切な請求への適正化を図るため、整骨院や接骨院などで受けた受療内容の点検と調査をアンケートを用いておこなっています。



保険料を支払っているのに、なぜ健康保険を使用し
"マッサージ"代わりに整骨院・接骨院を受療してはい
けないの？

皆さまの保険料を正しく使うために

健康保険組合より支払われる医療費（病院）や、療養費（接骨院・整骨院、あん摩マッサージ、はり・きゅう）は、すべて加入者の皆さまの貴重な保険料から支払われます。整骨院・接骨院では、負傷原因が伴う『捻挫、打撲、挫傷等の（骨折・脱臼含む）ケガ』に対し受療された場合、健康保険を使用する事ができますが、慰安目的でのマッサージ代替りの利用はできません。『医療費・療養費への適正化事業』にご理解とご協力をお願いいたします。

ONE FOR ALL, ALL FOR ONE
1人は皆のために、皆は1人のために

